

# 鹿嶋市奨学生推薦基準

## 1 人物について

- (1) 学習活動その他生活の全般を通じて、態度、行動が生徒・学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。
- (2) 奨学資金の返還について十分な責任感があると認められること。

## 2 学力について

- (1) 令和3年度に高等学校・高等専門学校に在学する者
    - ・第1学年に在学する者  
中学校における第2学年、第3学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が**3.2**以上であること。**(在学年の成績については成績が発行されているところまでの評定)**
    - ・第2学年以上に在学する者  
出願時に在学する学年の前2カ年(2カ年未満のときは、出願時まで)の在学学校における学習成績の評定を全履修教科について平均した値が**3.0**以上であること。
  - (2) 令和3年度に大学・短大・専修学校に在学する者
    - ・第1学年に在学する者  
高等学校における第2学年、第3学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が**3.0**以上であること。**(在学年の成績については成績が発行されているところまでの評定)**  
高等学校卒業程度認定試験(大学入学資格検定)合格により、第1学年に在学する者の学力については**3.0**とする。  
大学・短大・専修学校の既卒者で再入学第1学年に在学する者の学力については最近の卒業時成績の評定を全履修教科について平均した値が**3.0**以上であること。
    - ・第2学年以上に在学する者  
出願時に在学する学年の前2カ年(2カ年未満のときは、出願時まで)の在学学校における学習成績の評定を全履修教科について平均した値が**3.0**以上であること。
- (注) 履修教科(科目)の評定は5・4・3・2・1の5段階法によることとし5段階法によらない評定については、5段階に換算して評定すること。ただし、大学等、優・良・可の3段階法による場合は、優は4・良は3・可は2に換算して評定すること。

## 3 健康について

- 学校健康法による定期健康診断(最近1年以内に実施したもの。第1学年に在学する者については、入学者選抜時の健康診断でもよい。)の結果により修学上支障がないと学校側が認めた者。
- (注) 修学上支障がないと認められる者については、出願のためあらためて健康診断を受ける必要はありません。また、奨学生願書中の健康診断欄の記入も必要ありません。

#### 4 家計について

父および母または父母に代わって家計を支えている者の平成31年分の総所得金額が別表第1の収入基準額以下であること。

総所得金額とは、その世帯の金銭・物品などの1年間の総収入金額から必要経費を控除（給与所得にあつては別表第2により所得金額を算定）し、さらに別表第3の特別控除を控除した残りの金額をいう。

別表第1 収入基準額表

世帯人員	収入基準額		備考
	高校 高専（第1学年～第3学年）	高専（第4学年以上） 大学・短大・専修学校	
1人	143万円	178万円	世帯人員が7人を越える場合は、1人増すごとに、高校・高専（第1学年～第3学年）にあつては16万円、高専（4年以上）・大学等にあつては20万円を、それぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。
2人	229万円	282万円	
3人	264万円	328万円	
4人	286万円	355万円	
5人	307万円	382万円	
6人	325万円	402万円	
7人	341万円	422万円	

※世帯人員とは、父および母（またはこれに代わって家計を支えている者）に扶養されている者（出願者本人を含む）に限ります。

別表第2 所得の算定

俸給・給料・賃金・役員報酬並びにこれらの性質を有する給与等（年金「恩給・老齢年金等を含む。」並びに扶助料・疾病手当金等を含む。）の収入金額を基にして、次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

区分	計算式
収入金額が400万円までのもの	収入金額×0.8－278万円＝所得金額
収入金額が400万円を超え878万円までのもの	収入金額×0.7－238万円＝所得金額
収入金額が878万円を超えるもの	収入金額－501万円＝所得金額

- (注) 1 給与所得者が2人以上いる場合は、各人ごとに所得金額を算出する。  
 2 同一人に、2以上の収入がある場合は、所得金額を合算して算出する。  
 3 事業所得者（個人事業主）の場合は、事業所得を所得金額とする。  
 4 所得金額は、万円未満を切り捨てて適用する。  
 5 算定後の所得金額が負数となる場合は、0とする。  
 6 その他の収入がある場合は、担当課へお問い合わせください。

### 別表第3 特別控除額

世帯を対象とする控除

特別の事情		特別控除額				
1	母子・父子世帯	99万円				
2	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1人につき)  ※本人も控除する。 ※専修学校一般課程，各種学 校の在学者は就学者に含み ません。	小学校		31万円		
		中学校		46万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校		国公立	39万円	69万円
				私立	88万円	118万円
		高等専門 学校	1～3年	国公立	39万円	69万円
				私立	88万円	118万円
			4～5年	国公立	43万円	72万円
				私立	87万円	116万円
		大 学		国公立	74万円	121万円
				私立	133万円	180万円
		専修学校	高等課程	国公立	39万円	69万円
私立	88万円			118万円		
専門課程	国公立		36万円	81万円		
	私立		102万円	147万円		
3	障がい者のいる世帯	障がい者1人につき99万円				
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				
5	主たる家計支持者が別居して いる世帯（父母いずれか1人 でも別居した場合に対象）	別居のため支出している年間金額。 ただし，71万円を限度とする。				
6	火災，風水害，盗難等の被害 を受けた世帯。	日常生活を営むために必要な資材，あるいは生活費 を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等） に被害があって，将来長期にわたって支出増又は収 入減になろうと認められる年間金額。				

- (注) 1 特別控除については，各々の所得金額を算出し，合算したのち控除する。  
 2 特別控除を受ける場合は，その証明ができる書類及びその年額が確認できる  
 書類が必要となります。